

徳島労働局発表  
平成30年10月22日

担	徳島労働局労働基準部監督課 監督課長 松岡 和人 監察監督官 伊坂 卓司
当	電話 088 - 652 - 9163

## 「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します

～ 過重労働などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

徳島労働局(局長:鈴木 麻里子)では、過労死等を防止し、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることができる社会の実現を目指し、過重労働などの解消に向けた取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

このキャンペーンは、過労死等防止対策推進法に基づく「過労死等防止啓発月間」の一環として実施するもので、以下の取組等を行います。

ベスト  
プラクティス企業

労働局長によるベストプラクティス企業への訪問

【報道関係者公開】

重点監督

長時間にわたる過重労働や賃金不払残業などの解消及び過重労働による健康障害の防止を図るための監督指導

電話相談

過重労働に関する全国一斉の無料電話相談

セミナー等

「過重労働解消のためのセミナー」及び  
「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

### 添付資料

- 資料 平成30年度過重労働解消キャンペーンの概要
- リーフレット1 「はたらき過ぎは危険信号、あなたも職場も」
- リーフレット2 「STOP! 過労死」
- リーフレット3 「過重労働解消のためのセミナー」
- リーフレット4 「過労死等防止対策推進シンポジウム」

## 平成 30 年度過重労働解消キャンペーンの概要

### 1 実施期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）から 11 月 30 日（金）までの 1 か月間

### 2 具体的な取組

#### (1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

#### (2) 労働局長がベストプラクティス企業へ職場訪問します

「働き方改革」の実行・実現のため、時間外労働の削減等に取り組む企業を労働局長が訪問し、その改善のための取組や進捗状況などを確認します（報道機関にも公開します）。

日時 平成 30 年 11 月 22 日（木）午前 10 時～11 時 30 分（予定）

訪問事業場 決まり次第、別途広報します。

県内に本社機能を有する主要な企業であって、厚生労働省のホームページ「働き方・休み方改善ポータルサイト」に取組事例を掲載しているなど、長時間労働削減に向けて積極的な取組を行っている企業

#### (3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

##### ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場に対して、重点監督を実施します。

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等

労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

##### イ 重点的に確認する事項

時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる 36 協定）を確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

賃金不払残業を確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。

労働時間の管理状況を確認し、労働時間を適正に把握するよう指導します。

長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置を確実に実施するよう指導します。

##### ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

**(4) 電話相談、メール相談を実施します**

フリーダイヤルによる全国一斉に「過重労働解消相談ダイヤル」を開設し、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしまししょう 長い 残業  
0120 - 794 - 713

平成30年11月4日(土)9:00~17:00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外でも、相談や情報提供を、随時、受け付けています。

ア 徳島労働局または県内の各労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい! 労働  
0120 - 811 - 610

月~金17:00~22:00、土・日9:00~21:00(12月29日~1月3日を除く)

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/mail\\_madoguchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html)

**(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します。**

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

**(6) 「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。【委託事業】**

企業の労務担当責任者等を対象に、各企業において自主的過重労働防止対策を推進するための必要な知識やノウハウについて、事例紹介などを盛り込み詳しく解説します。(詳細は添付3のリーフレットをご覧ください。)

日時 平成30年11月7日(水)14:00~16:30

場所 とくぎんトモニプラザ会議室2

参加 無料、定員100名、事前申し込み制

参加申込方法 事前に専用ホームページ等からお申し込みください。

<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

**(7) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。**

過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるため、大学教授等による講演による過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。(詳細は、添付4のリーフレットをご覧ください。)

日時 平成30年11月17日(土)13:00~15:50

場所 とくぎんトモニプラザ大会議室

参加 無料、定員150名、原則事前申し込み制

参加申込方法 事前に下記ホームページ等からお申し込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>